

企業立地手続きフロー

申請者

綾瀬市



綾瀬市
企業の立地促進等に関する条例
企業立地は綾瀬市へ！

貴社の企業立地を全力でサポートします！お気軽にご相談ください！

綾瀬市 産業振興部 商工振興課

E-mail : wm.705661@city.ayase.kanagawa.jp

〒252-1192 神奈川県綾瀬市早川 550 番地

TEL 0467-70-5661 (直通) FAX0467-70-5703



神奈川県 綾瀬市

綾瀬市企業の立地促進等に関する条例(概要)

綾瀬市は、首都圏である神奈川県ほぼ中央部にあり、令和3年3月に綾瀬スマートインターチェンジが開通したことで交通利便性が飛躍的に向上しました。

また、4つの工業団地が所在し、高い技術と小回りが効く対応力を併せ持つ、中小企業が多く集積する「ものづくりのまち」です。

綾瀬市では、市外からの新規立地と市内企業の事業拡大を支援するため、令和8年度までの3年間に限り、奨励金や固定資産税等の軽減措置などを構築しています。

神奈川県の企業誘致施策である「セレクト神奈川 NEXT」との併用も可能

奨励措置を受けるための要件 次の3つを全て満たしていることが必要です。

1 対象業種

- ・ 製造業
- ・ 電気・ガス・熱供給業（新エネルギー利用に係るもの）
- ・ 情報通信業
- ・ 自然科学研究所

業種については日本標準産業分類による。

2 投下資本額

市外から市内に立地する企業

投下資本額が2億円以上（中小企業は3,000万円以上）

市内で継続して3年以上事業を行い、かつ、市内で事業拡大のため立地する場合

投下資本額が2億円以上（中小企業は3,000万円以上）

3 対象地域

- ・ 準工業地域（2,000㎡以上の1団の土地に1つの企業が立地する場合）
- ・ 工業地域
- ・ 工業専用地域
- ・ 市街化調整区域（法令等により企業の立地が認められる場合）

上記地域での、新設、増設、移設、建替え、既存事業所の活用が該当

奨励内容（1つの企業に係る立地につき、1度限りの適用となります。）

1 企業立地奨励金

市外企業の新規立地 投下資本額の15%（既存事業所の活用含む）

市内企業の事業拡大 投下資本額の10%

（限度額3000万円）

投下資本とは、立地に係る固定資産の取得等に要した費用の総額（国等の補助金、奨励金、企業間の取引費用は控除されます。）

2 雇用奨励金

立地に伴い、市内在住者を常勤雇用した場合、1人につき男性20万円、女性30万円を奨励金として交付します。

（限度額600万円）

上記雇用者が障がい者である場合は10万円を加算します。

3 固定資産税等の軽減

企業立地奨励金の適用を受けた場合、立地に係る固定資産税・都市計画税を軽減します。

市外から市内に立地する企業

市内企業が、事業拡大のため立地する場合

賦課される年度から3年度分に限り、不均一課税を適用

固定資産税率：1.4% → 0.7%

都市計画税率：0.2% → 0.1%

4 市内企業活用奨励金

企業立地奨励金の適用を受け、立地に係る建設工事等を市内企業に発注した場合、請負金額の5%を奨励金として交付します。（限度額100万円）

企業立地奨励金の適用を受けた企業に、綾瀬市外から勤務する従業員の方を対象とした転入奨励を別に行います。